

日本スーパーマーケット協会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和5年3月17日

一般社団法人日本スーパーマーケット協会

1. 令和4年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和4年10月19日～11月18日
- ・ 調査企業：日本スーパーマーケット協会の会員企業76社を対象とする
- ・ 回答企業：13社（前年度9社）
- ・ 回答率：17.1%（前年度11.2%）

1. 令和4年度フォローアップ調査結果（概要）

■ 概要

- ✓コスト全般で概ね反映できたと回答した割合は、発注側で7割となった。
一部反映したとの回答は3割で、全社反映がなされている。
- ✓発注側で客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を行わないことを「徹底できた」と回答した割合は、84%。要請自体を行っていないとの回答が16%であり、全社が合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を行っていない。受注側では「受けたことはない」と回答した企業が1社のみとなっている。
- ✓手形を使用している企業はない。
- ✓知的財産等を含む取引において、適正な取引を実現するための取り組みを「実施した」が38%、「該当なし」が53%に上った。（合計91%）
- ✓働き方改革に関する対応の結果、仕入先に対してしわ寄せを生ずることのないように徹底した割合が70%に上り、該当取引なしが30%であった。
- ✓働き方改革による仕入れ先への影響については特に影響がないとの回答が83%。
コスト負担での設問では適正な取引を阻害するような条件の取引はなかった。

2. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組①合理的な価格決定

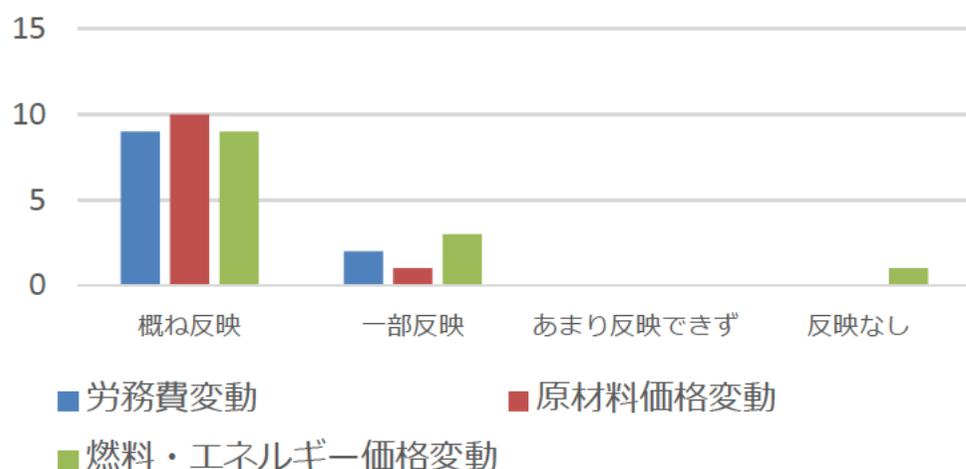
【分析結果・今後の課題】

- ・コスト全般で「概ね」および「一部反映できた」と回答した割合は、92%であった。
- ・「原材料価格の変動」を反映については、全企業が概ね反映、一部反映している。
- ・次いで「エネルギー価格の変動」を反映できた割合が、92%となった。
- ・価格交渉促進月間の周知やこれまで実施してきた啓蒙活動の効果と考えられる。

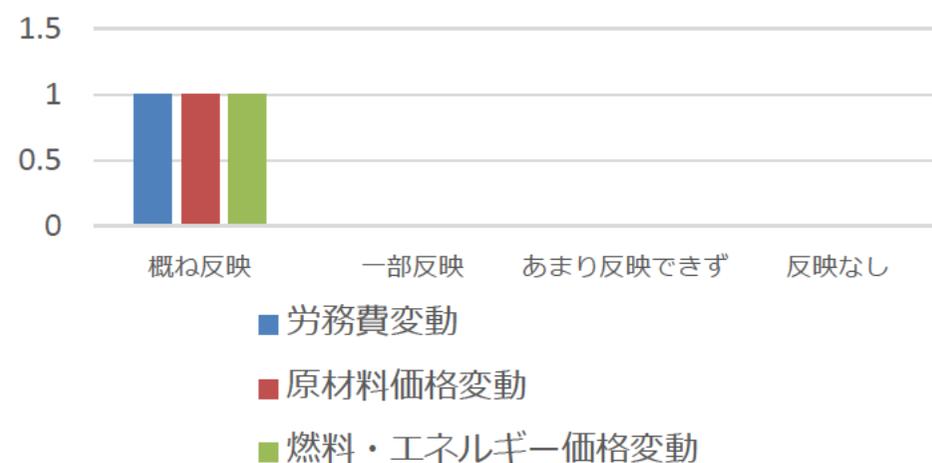
【設問と回答】

設問. 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映をお答えください。

発注側



受注側



2. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組①合理的な価格決定

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 役員会での経営トップに対する情報提供、公正取引委員会講演会の開催
- ・ 総務・消費者委員会での講演会・意見交換による課題共有と適正取引について担当部門へもアプローチを行う。
- ・ 価格交渉促進月間の取組を会員企業に広く周知するとともに、積極的な価格交渉や価格転嫁がなされるよう、パートナーシップ構築宣言について、ホームページ、メーリングリストも活用し、更なる周知啓蒙を行なう

2. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

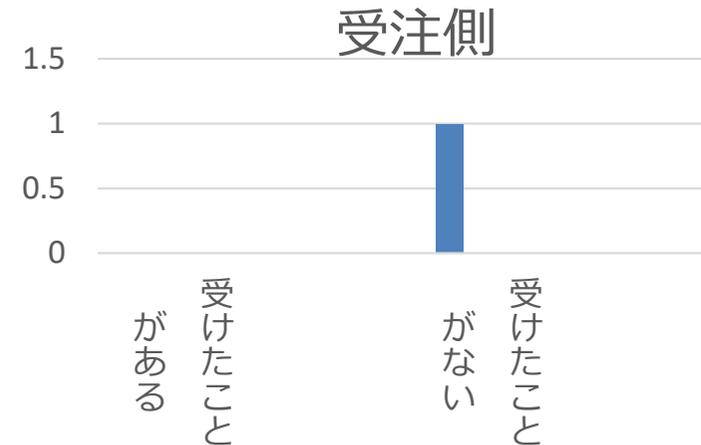
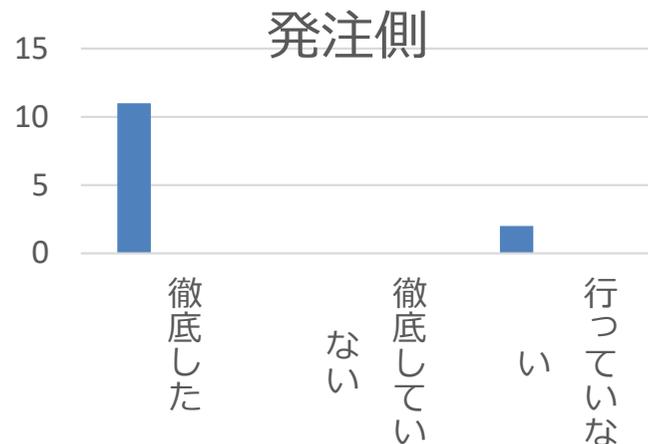
重点課題に対する取組②原価低減要請、協賛等

【分析結果・今後の課題】

- ・発注側で客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を行わないことを「徹底できた」と回答した割合は、84%。要請自体を行っていないとの回答が16%であり、全社が合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を行っていない。
- ・受注側では「受けたことはない」と回答した企業1社のみとなっている。

【設問と回答】

設問. 客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を「行わないことを徹底しましたか」 / 「受けたことがありますか」



2. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組②原価低減要請、協賛等

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 役員会や総務・消費者委員会における講演や、適正取引に対する情報提供、パートナーシップ構築宣言の啓蒙、自主行動計画の周知徹底などを継続し、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請が今後も起こらぬよう注意喚起を行っていく。
- ・ 引き続き、自主行動計画、大規模小売業告示、小売業の適正取引推進ガイドラインなどの遵守と、取引先との十分な協議について、注意喚起と周知啓蒙を行っていく。

2. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

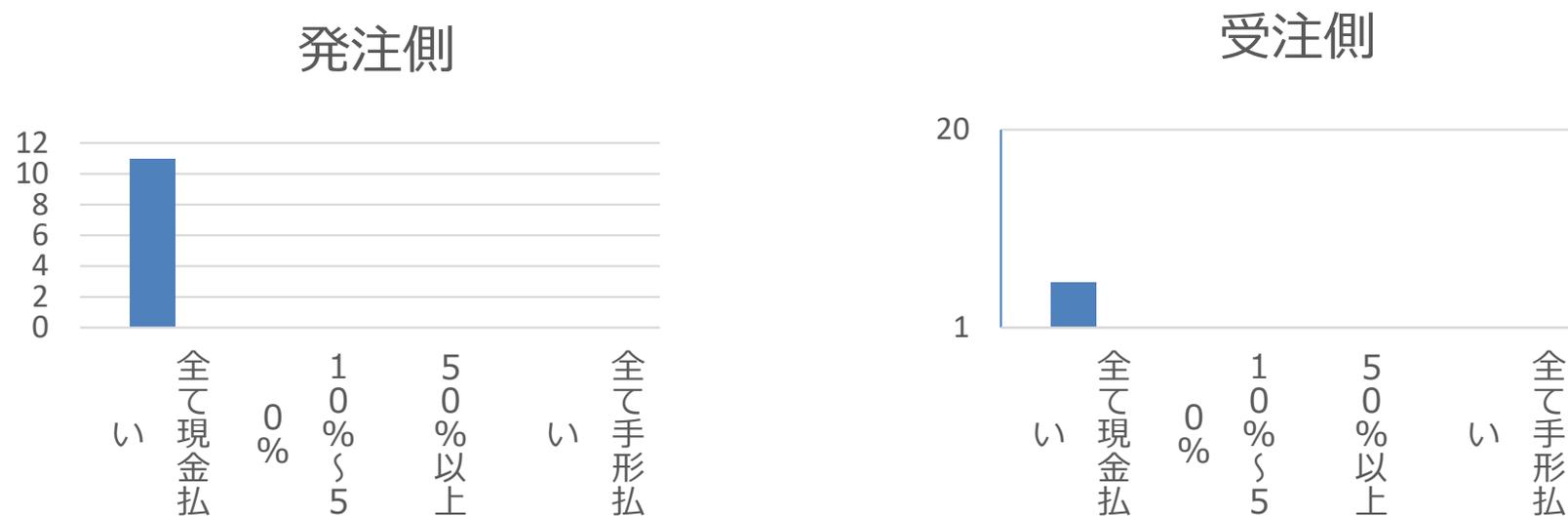
重点課題に対する取組③支払条件

【分析結果・今後の課題】

- ・ 全て現金払いであり、手形を使用している企業はない。

【設問と回答】

設問. 下請代金当を手形等で支払っている場合、その割合はどれくらいですか。



2. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組、④知財

【分析結果・今後の課題】

- ・ 知的財産等を含む取引において、適正な取引を実現するための取り組みを「実施した」が38%、「該当なし」が53%、合計91%であった。

【課題を踏まえた今後のアクション】

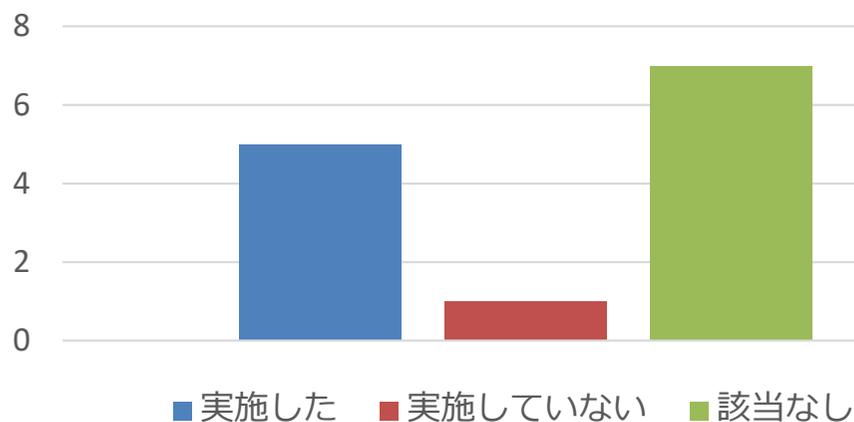
- ・ 知財に関わる情報の収集、情報提供を行い、必要な企業へのフォローを検討していく。

【設問と回答】

設問. 知財の適正管理

設問. 未実施となっている理由

知財の適正管理



未実施となっている理由



2. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組、⑤働き方改革

【分析結果・今後の課題】

- ・働き方改革による影響については特に影響がないとの回答が83%と多い。
- ・コスト負担での設問では適正な取引を阻害するような条件の取引はなかった。

【課題を踏まえた今後のアクション】

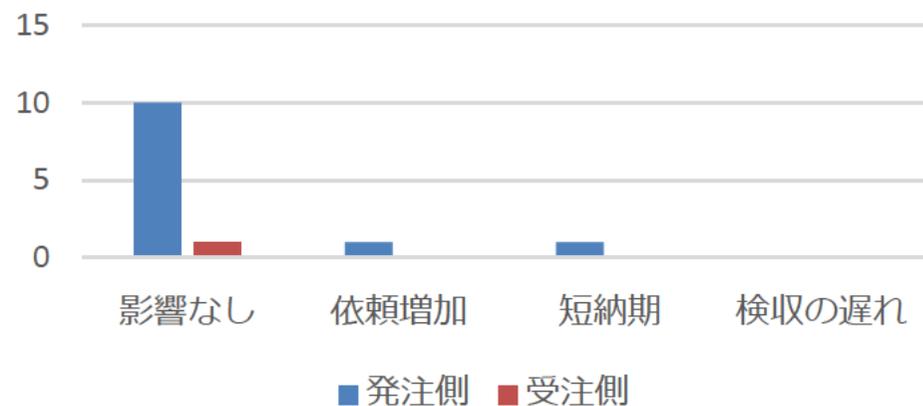
- ・働き方改革の進展により適正なコスト負担を実現する仕組みがより一層求められることが想定され、協会としても情報の収集、情報提供などフォローを行っていく。

【設問と回答】

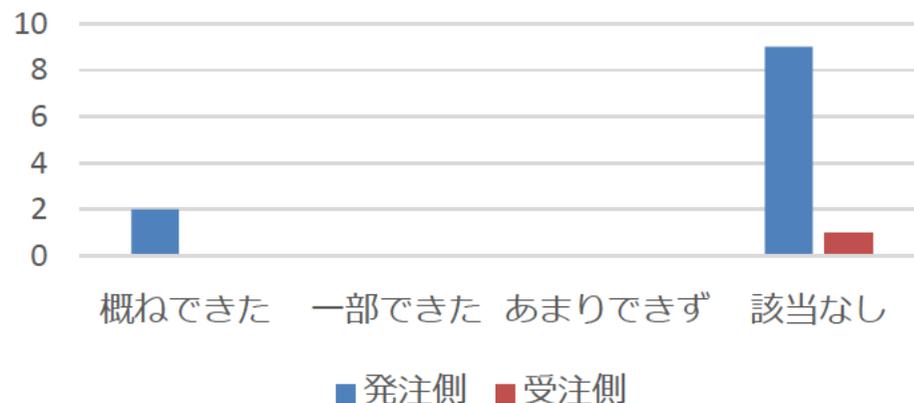
設問. 影響の顕在化

設問. 働き方改革にともなう適正なコスト負担

影響の顕在化



適正コスト負担



3. パートナーシップ構築宣言への取組状況等

【取組状況】

- ・ 会員企業数：76社（うち、資本金3億円超の大企業29社）
- ・ 宣言企業数：9社（うち、資本金3億円超の大企業5社）
- ・ 会員企業に占める宣言企業の割合：11.8%
- ・ 資本金3億円超の大企業に占める宣言企業の割合：17.2%

【今後の取組】

昨年に比べ、宣言実施企業は6社8%増と、周知啓発の結果ができてきている。

サプライチェーン全体の生産性向上の取組推進ならびに共に成長できる持続可能な関係を構築する目的も併せ、引き続き継続的な周知と啓発に取り組む。

4. これまでの取組（普及活動等）①

- ・今年度自主行動計画の改訂ならびに周知
- ・役員会においての講演会開催
経営トップに対し、公正取引委員会ご担当官を招聘し適正取引に関する講演
- ・総務・消費者委員会での情報提供・周知・意見交換（会員企業の総務・コンプライアンス部門責任者で構成する委員会）
 - ①自主行動計画についての周知
 - ②公正取引委員会ご担当官を招聘し適正取引に関する講演
- ・他団体との連携
全国米穀販売事業共済協同組合 様
→ 取引慣行実態調査の報告を受け、会員への情報提供

4. これまでの取組（普及活動等）②

【ホームページ、メーリングリスト、パンフレットでの会員への周知】

- ・ パートナーシップ構築宣言について
- ・ 「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」
（豆腐・油揚げ及び牛乳・乳製品）改訂について
- ・ 原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る適切な価格転嫁等に関する
下請事業者等に対する配慮通達
- ・ 「3月・9月価格交渉促進月間」実施について
- ・ 令和4年度「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の実施について
- ・ 令和4年11月 下請取引適正化月間の実施について
- ・ 下請取引適正化に係る配慮要請について（公正取引委員会）
- ・ 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果について
ほか、多数。

5. その他取引適正化に向けた事項について

【今後の取組】

1. 会員社の経営トップへの情報提供、公正取引委員会講演会の開催
2. 総務・消費者委員会での講演会・意見交換による課題共有と適正取引についてトップだけでなく担当部門へも実施する。
3. 価格交渉促進月間の取組を会員企業に広く周知するとともに、積極的な価格交渉や価格転嫁がなされるよう、パートナーシップ構築宣言について、ホームページ、メーリングリストも活用し、更なる周知啓蒙を行なう
4. 会員企業への自主行動計画の再送付、ホームページの再案内
5. 適正取引に関する各所管庁からの情報の周知提供
今後も定期的な周知、フォローアップを通じ、自主行動計画が着実に浸透するよう、適正取引の推進活動を進めてまいります。